

**ITを活用した金融の高度化に関するワークショップ第6回**

# **法人IDとデータの活用について**

**日本銀行 金融機構局  
金融高度化センター長  
岩下 直行**

# 1. 法人IDの整備を巡る最近の動き

# わが国にはどんな法人IDが存在するか

## 1. 行政が管理している主な法人ID

名称	発行組織	利用用途	登録企業数	番号体系
会社法人等番号 (法人登記番号)	法務局 (法務省)	法人登記	約330万社	12桁 登記所番号(4桁) - 種別(2桁) - 会社法人番号(6桁)
全省庁統一資格・ 業者コード	全省庁 (公共調達の業者識別)	政府調達先企 業識別	非公開	10桁(数字のみ)
健康保険 事業所記号	厚生労働省 地方支部局	事業者識別	非公開	可変 保険者番号+事業者記号
厚生年金 事業者番号	厚生労働省	事業者識別	加入事業主数 約164万社	可変 年金整理記号+事業者番号
厚生年金基金 事業者番号	企業年金連合会	事業者識別	加入事業主数 約164万社	可変 年金基金整理記号+事業者番号
雇用保険 事業者番号	国(公共職業安定所)	事業者識別	数百万事業所	11桁 事業所番号(4桁-6桁-1桁)
労働保険番号	労働基準監督署	事業者識別	数百万事業所	15桁 労働保険番号(12桁-3桁)

## 2. 民間企業が管理している主な法人ID

名称	発行組織	利用用途	登録企業数	番号体系
TDB企業コード	(株)帝国データバンク	BtoB-EC、 企業情報販売	登録対象 335万社 検索対象 179万社	9桁(うち1桁はチェック ディジット)
D-U-N-Sナンバー	(株)東京商工リサーチ	BtoB-EC、 企業情報販売	日本330万件以上を含む、世界1 億3,200万件以上の企業	9桁
標準企業コード	(財)日本情報処理開発協会、 (社)電子情報技術産業協会 ほか	企業識別、事業 所・部門識別、 BtoB-EC	約23,600社	12桁(業界団体(2桁) + 企業識別(4桁) + 部門識別(6桁))
JAN企業コード	GS1(財)流通システム開 発センタ	商品識別、 BtoB-EC	日本だけで約11万社	6桁or 7桁or 9桁

# これから追加される法人ID

## ① マイナンバー法による法人番号

新たな番号が付番される訳ではなく、既に付番されている「会社法人等番号」に検査用の1桁を追加した13桁の数字が税務などに利用されるようになるもの。

法人番号と法人の名称、住所の「基本3情報」がインターネットで全件ダウンロード可能な形で公開されることが、大きなインパクトを持つと考えられる。

## ② LEI (Legal Entity Identifier)

公的機関がグローバルに法人企業を識別できるように設計されたIDであり、かつ金融当局主導で検討が進められてきたことが特徴。今後の普及の仕方次第で、大きなインパクトを持つと考えられる。

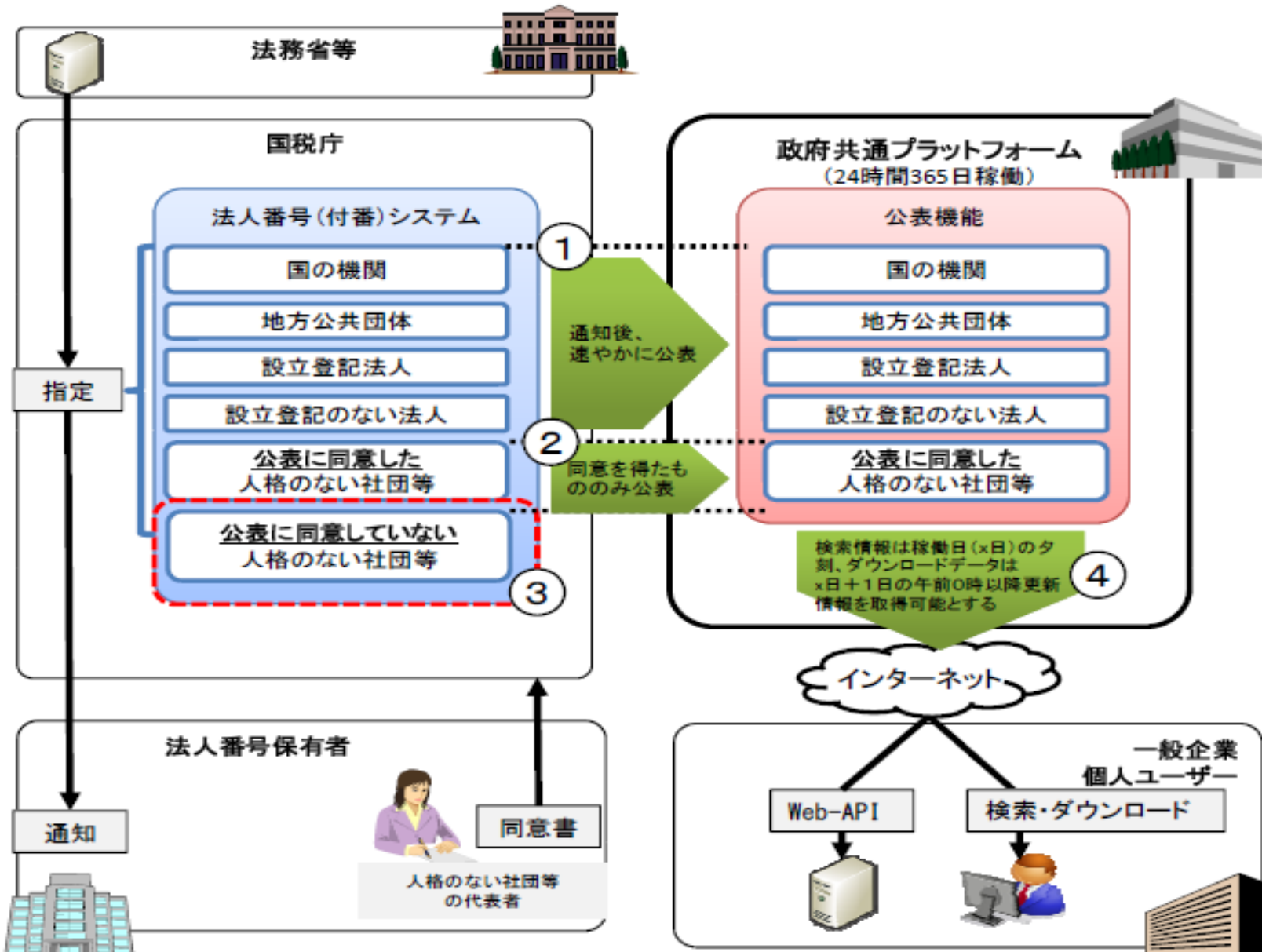
## **2. マイナンバー法による法人番号**

# 法人番号に関するFAQ

Q1 法人番号はどのような団体に指定されるのですか。	法人番号は、 <u>国の機関、地方公共団体、会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人のほか、上記以外の法人又は人格のない社団等であって、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に指定されます。</u>
Q2 法人番号はどのように指定されるのですか(桁数)。	法人番号は、 <u>12桁の基礎番号及びその前に付された1桁の検査用数字(チェックデジット)の数字のみで構成される13桁の番号になります。</u> 例えば、株式会社など、会社法等の規定により設立の登記をした法人(設立登記法人)の法人番号を構成する基礎番号は、法務省から提供を受ける商業登記法に基づく「 <u>会社法人等番号(12桁)</u> 」となります。この <u>12桁の会社法人等番号の前に1桁の検査用数字を付した番号を法人番号として指定することになります。</u>
Q3 法人番号の利用範囲は個人番号と同じですか。	法人番号自体には、 <u>個人番号(マイナンバー)とは異なり利用範囲の制約がありませんので、どなたでも自由にご利用いただくことができます。</u>
Q4 法人番号はいつどのように通知されるのですか。	法人番号は <u>平成27年10月以降、書面により国税庁長官から通知を行う予定です。</u>
Q6 法人番号はどのように公表されるのですか。また、どのような情報が公表されるのですか。	法人番号は、 <u>インターネットを通じて公表することを予定しています。</u> 公表される情報は、 <u>法人番号の指定を受けた団体の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の3項目(基本3情報)です。</u> また、法人番号の指定を受けた後に、 <u>商号や所在地等に変更があった場合には、公表情報を更新するほか、変更履歴も併せて公表することとしています。</u>

出典: 国税庁ウェブサイト「法人番号に関するFAQ」

# 法人番号の公表の流れとタイミング



出典: 国税庁「法人番号の公表機能に係る仕様」(平成26年11月版)

# 法人番号のデータファイルの容量

提供するデータファイルの容量及びデータ件数は、現時点では下表のとおり想定しています。

種類	ファイル形式	文字コード	データファイルの容量		一件当たりのデータ容量
				圧縮後※	
全件データファイル (約4,400,000件)	CSV	Shift-JIS (JIS第一及び第二水準)	約1.3GB	約0.4GB	約0.3KB
		Unicode (JIS第一～第四水準)	約1.7GB	約0.5GB	約0.4KB
	XML	Unicode (JIS第一～第四水準)	約5.5GB	約1.7GB	約1.4KB
差分データファイル (約1,400件)	CSV	Shift-JIS (JIS第一及び第二水準)	約0.4MB	約0.2MB	約0.3KB
		Unicode (JIS第一～第四水準)	約0.6MB	約0.2MB	約0.4KB
	XML	Unicode (JIS第一～第四水準)	約1.8MB	約0.6MB	約1.4KB

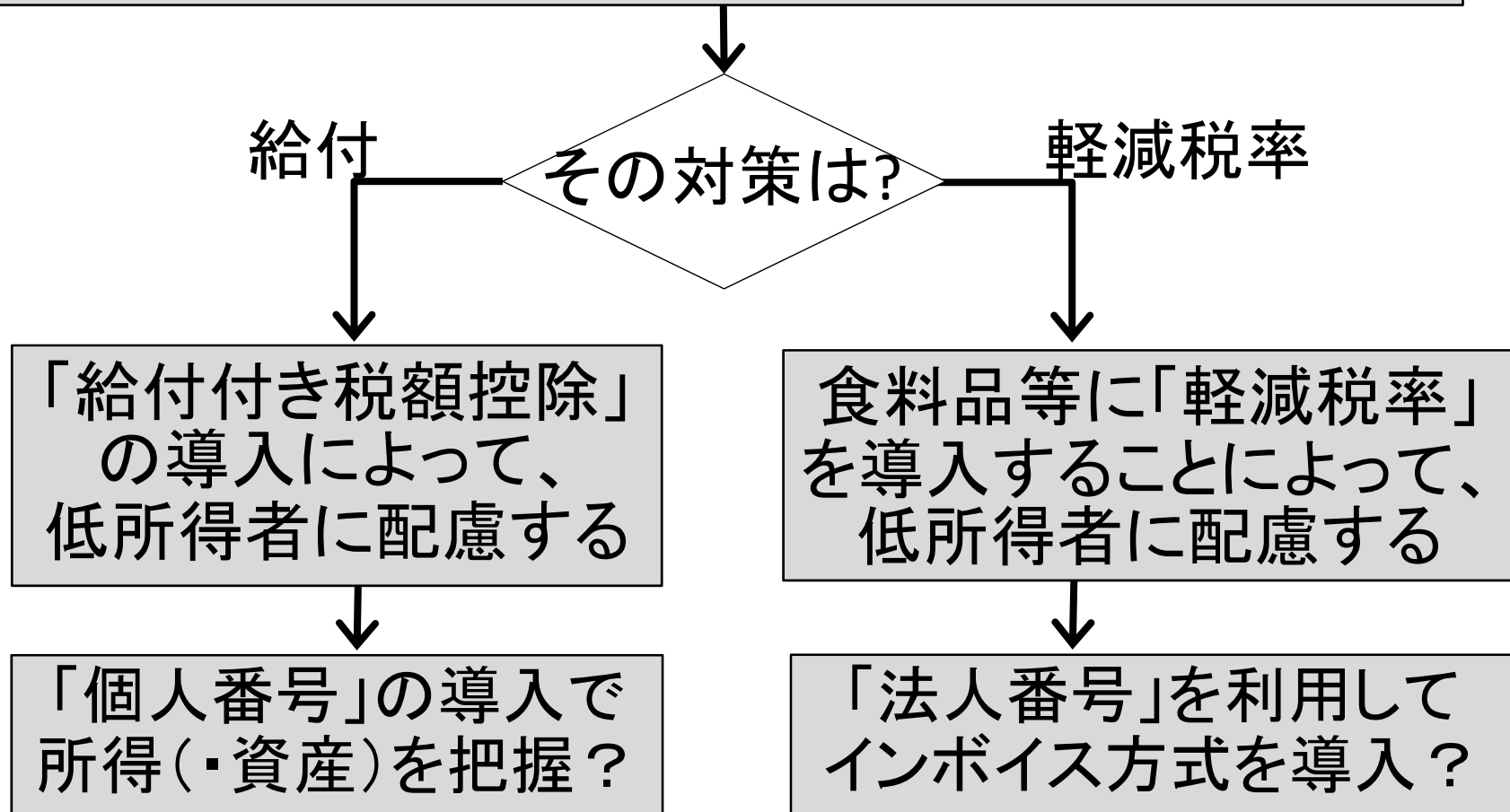
※ 圧縮後のデータ容量については、テキストデータをZIPファイルで圧縮した際の一般的な圧縮率(30%)で算出しています。

出典: 国税庁「法人番号の公表機能に係る仕様」(平成26年11月版)



# 「逆進性」対策の選択と番号制度

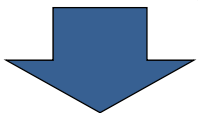
消費税率の引き上げの結果生じる「逆進性」の問題



# 消費税の仕入れ税額控除の制度改正

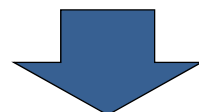
わが国の消費税における仕入れ税額控除については、1989年の制度開始時に、事業者の負担を考慮して、インボイス方式を採用せず、帳簿方式※とした。

※ 事業者が仕入れの事実を記載した帳簿を保存しておくことを、仕入れ税額控除の要件とする仕組み。



2007年に施行された税制改正において、「請求書等保存方式」※が採用された。

※ 事業者が仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加えて、請求書、領収書、納品書その他取引の事実を証する書類のいずれかを保存することを仕入れ税額控除の要件とする仕組み。



今後、請求書への「法人番号」の付番が行われれば、欧州のインボイス方式との差が縮まる。

# 欧州の付加価値税におけるインボイス制度

国名	EC指令	フランス	ドイツ	イギリス	《参考》日本 【請求書等保存方式】
仕入税額 控除	インボイス保存が要件 他の課税事業者を支 払うべきまたは支払っ た付加価値税額は控 除可(168条)	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額 を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額 を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額 を控除	帳簿及び請求書等の保存 が要件 仕入れ等に係る税込価額から 一括して割り戻す形(税込価額 ×4/105)で計算した消費税額 を控除
発行資格 ・義務者	課税事業者(220条) ※免税事業者は税額 記載不可(289条)	事業者 ※免税事業者は税額 記載不可	事業者 ※免税事業者は税額 記載不可	登録納税義務者 (登録番号が付与される) ※非登録事業者(免税 事業者)は発行不可	請求書等の発行者に制限 なし
記載事項	年月日 付加価値税登録番号 供給者の住所・氏名 発行番号(連続番号) 顧客の住所・氏名 財貨・サービスの内容 税抜対価 適用税率・税額等 (226条)	年月日 付加価値税登録番号 供給者の住所・氏名 発行番号(連続番号) 顧客の住所・氏名 財貨・サービスの内容 税抜対価 適用税率・税等	年月日 付加価値税登録番号 供給者の住所・氏名 発行番号(連続番号) 顧客の住所・氏名 財貨・サービスの内容 税抜対価 適用税率・税額等	年月日 付加価値税登録番号 供給者の住所・氏名 発行番号(連続番号) 顧客の住所・氏名 財貨・サービスの内容 税抜対価 適用税率・税額等	【請求書等の記載事項】 年月日 ※法人番号はない 書類の作成者の氏名 ※発行番号はない 書類の被交付者の氏名 資産又は役務の内容 税込対価 ※税額の記載は任意

米国は州・地方政府が小売売上税を課しているが、インボイス制度は採用していない。

出典:財務省ウェブサイト「わが国の税制の概要」

# 『請求書等保存方式』と『インボイス方式』(1/2)

- 「請求書等保存方式」は、帳簿の保存に加え、取引の相手方(第三者)が発行した請求書等という客観的な証拠書類の保存を仕入税額控除の要件としているが、請求書等に適用税率・税額を記載することは義務付けられていない。
- 単一税率の下では、請求書等に税額が別記されていなくても仕入税額の計算に支障はないが、複数税率の場合、請求書等に適用税率・税額の記載を義務付けたもの(インボイス)がなければ適正な仕入税額の計算は困難。

**[日本]**  
請求書

24年4月30日 No. \_\_\_\_\_

株式会社〇〇商事 様      株式会社 △△商事  
千代田区霞が関3-1-1

税込合計金額 ¥ 193,500-

品名	数量	単価	金額(税抜・税込摘要)
食料品等			193,500
合計			193,500

**[イギリス]**  
A FULL TAX INVOICE

Sales Invoice No.174  
○×△ TRADE LTD  
From: Any Street, Any Town  
To: M. Obody, 222 The High Street  
London NE14 4PT

VAT Reg. No.987 6543 21

Sale: Time of supply 16/01/2012      Date of Issue: 19/01/2012

Quantity	Description and Price	£ Net of VAT	VAT Rate	Net VAT
6	Radios, SW15 @ £25.20	151.20		
4	Record Players @ £23.6	94.40		
6	Lamps, T77 @ £15.50	93.00	20	67.72
		338.60		
Total (Net)		338.60	Total VAT	67.72
		VAT		67.72
		TOTAL		406.32

商品名等について包括的な記載可

一定の期間内の取引をまとめて記載可

税込価格のみの記載で可  
(適用税率・税額の記載義務はない)

課税事業者の登録番号

適用税率・税額の記載を義務付け

出典:財務省ウェブサイト「わが国の税制の概要」

# 『請求書等保存方式』と『インボイス方式』(2/2)

○ 「インボイス方式」は、課税事業者が発行するインボイスに記載された税額のみを控除することができる方式。

- ① 課税事業者は「インボイス」の発行が義務付けられており、また、自ら発行した「インボイス」の副本の保存が義務付けられている。
- ② 「インボイス」に適用税率・税額の記載が義務付けられている。
- ③ 免税事業者は「インボイス」を発行できない。したがって、免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除ができない。

(注)「インボイス」とは、適用税率や税額など法定されている記載事項が記載された書類。欧州においては、免税事業者と区別するため、課税事業者に固有の番号を付与してその記載も義務付けているが、「インボイス」の様式まで特定されているものではない。

# 欧州のインボイスと付加価値税登録番号

## フランスの例



スターバックスで紅茶とカプチーノ  
をテイクアウト  
軽減税率 5.5%適用

付加価値税  
登録番号

出典: 鈴木薫、「消費税の諸問題とインボイス方式導入に関する一考察」、2010

# 日本の請求書に足りないものは？

請求書 2012年 7月 19日 No. 3

株式会社 甲野商事 様 株式会社 乙山製作所  
東京都世田区丸の内0-0

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額				税率	消費税額等	
¥ 105,000				5 %	5,000	
月日	品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)		摘要
7 19	1 書籍	10	10,000	100000		
	2					
	3					
	12					
合計				100000		

伝票 No.140

日本の請求書と欧州のインボイスは、記述されている情報はほぼ同じ。ただし、日本には税務で利用可能な法人IDが存在しなかったため、請求書の書式にも記入欄がない。

# 「法人番号」の普及の影響

税務上、「法人番号」を、企業間の商取引のエビデンス（請求書、領収書、納品書等）に記載することが義務付けられると、その影響は広範囲にわたる。その場合、特別なプロモーションや動機付けをしなくても、「法人番号」は迅速に普及すると考えられる。

請求書等が「法人番号」と紐付くことで、従来よりも電子化に向く環境が実現する。その結果、①書類の電子化、②会計システムとのリンク、③電子保管、④電子納税、⑤EDIの普及促進、といった社会イノベーションの起爆剤となる可能性がある。





### **3. 法人IDグローバル化のニーズと 初期のLEI構想について**

# 法人IDのグローバル化とLEI

日立総研レポート

「進展する法人番号制度－日本に先行するフィンランド、中国、シンガポール－」(2011.12.13)より

...企業活動がグローバル化する経済環境にあっては、法人番号制度そのものもグローバルに対応していることが望ましい。米国では、財務省の金融調査局(Office of Financial Research(OFR))が、金融取引の主体(金融機関など)を識別するため法人識別番号(Legal Entity Identifier(LEI))の導入を検討しているが、LEIをグローバルな仕組みとするためにEUなどの国際的な規制監督機関との間でLEIの採用に関する議論を行っている。この背景には、取引情報のグローバルな共有・集約を進めることにより、金融システム全体のリスク管理につなげたいという狙いがある。

今後はこうしたグローバルな動向にも注目しつつ、日本における法人番号の制度整備が進められることが期待される。

# 米国のOTCデリバティブ取引規制の枠組み

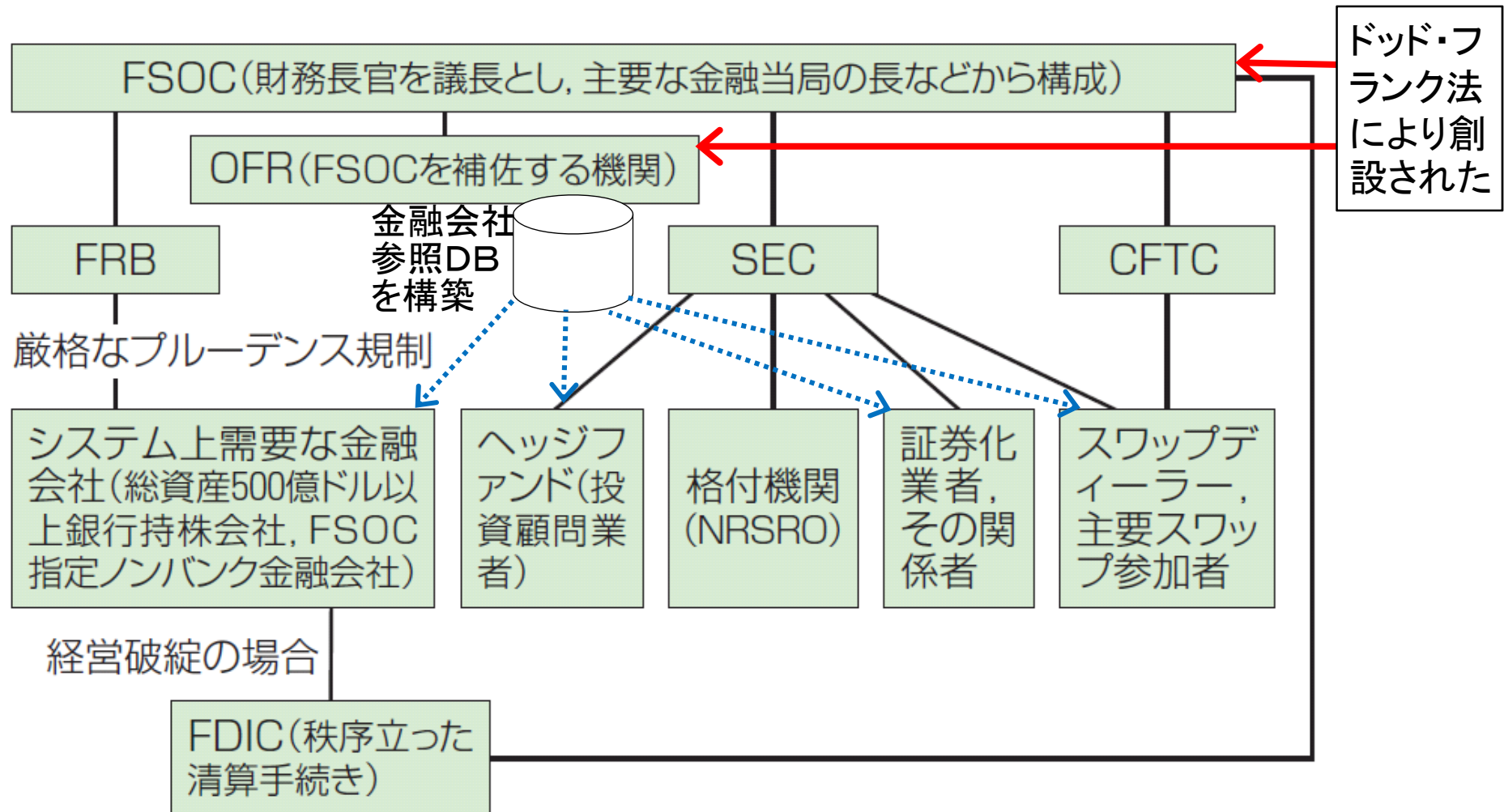
## ドッド・フランク法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act)

... 2010年7月21日、オバマ大統領の署名を受けて成立した米国の「金融規制法案」。上院銀行委員長のカリストファー・ドッドと下院金融サービス委員長のバーニー・フランクの姓をとってつけられた。リーマンショックの反省から、米国の金融制度を大幅に見直す包括的な内容の法律となっているが、その一部として、①OTCデリバティブ取引の規制強化と、②LEIの推進役である金融調査局 (Office of Financial Research) の創設が規定されている。

## 金融調査局 (Office of Financial Research, OFR)

...財務省の新しい部門として創設された。金融分野におけるシステムリスクを監視するために必要なデータを収集、分析し、それらを標準化して「金融会社参照DB (financial company reference database)」を開発し、公開する権限を与えられている。

# 米国の金融規制における主な政府機関の関係



出典: 鈴木博、「米国の金融規制改革法と金融機関経営-大規模金融機関の経営の視点から-」

# 2010年のOFR指針に示されたLEIの要件

2010年11月、金融調査局(OFR)は、LEIに関する指針(policy statement)を公表した。その中で、ドット・フランク法に基づきOFRが構築する金融会社DBに利用するLEIについて、以下のような11の業務要件を列挙した。

- ① ISOなどの国際標準化機関が制定した国際標準に基づくこと。
- ② 各方針に対して唯一無二で、変更不能なIDであること。
- ③ 法人の業務内容や企業構造の変化があっても、不変であること。
- ④ 企業が業務を行う国を移しても、企業名を変更してもIDが不変となるよう、IDそのものには国名や企業名を含めないこと。
- ⑤ 将来のニーズ拡大に対応できるよう、十分なIDのスペースがあること。
- ⑥ 金融機関や上場企業などを含む全ての市場参加者に適用可能なこと。
- ⑦ IDの利用が契約で制限されることがないこと。
- ⑧ 既存システムとの互換性を持ち、他の番号制度との共存が可能なこと。
- ⑨ 安全でオープンな標準技術を用いて利用可能なこと。
- ⑩ 不正使用への耐性があること。
- ⑪ 金融分野において国際的に唯一の法人企業向けID制度になり得ること。

# 2010年12月のFRB論文で例示されたLEI構想

2010年12月、米国FRBのスタッフが執筆した論文の中で、より詳細なLEIの構想が示されている。

② 各国国際企業は各国の法人登記所を経由して登録する

International entities register through their local jurisdictional registration process.

③ 各国の法人登記所は国際付番機関からLEIを取得する

Local jurisdictional registration acquires a new legal entity identifier (LEI) from the newly formed LEI registration authority.

④ 判定機関が法人の親子関係等を対応付ける

Newly registered entities are passed to the legal entity hierarchy utility, where the entity is properly mapped into the legal entity parent-child hierarchy.

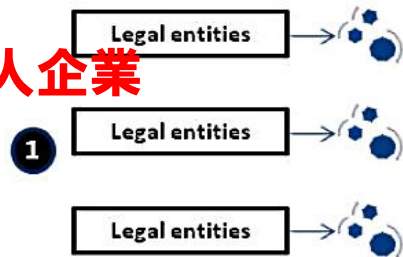
⑤ 法人の親子関係等の情報は直接に、あるいは情報ベンダー経由で、金融機関に販売される

Legal entity hierarchies can be sold directly to financial institutions or to market data providers, which can expand on this service and provide value-added aggregations and cross-references, such as entity → issue relationships.

⑥ LEIは金融機関によって利用される

Institutions adopt and use the LEI...

① 法人企業



国際付番機関 資本関係判定機関

LEIの付番、発行、維持管理に責任を持つ

The registration authority is responsible for the creation, issuance, and maintenance of all LEIs.

Legal entity hierarchy utility

規制当局



Regulatory community



...and are compelled by regulatory mandate to report using these standard identifiers and schemas.

⑦ LEIは監督当局への報告での利用が義務付けられる

出典： John Bottega and Linda Powell, "Creating a Linchpin for Financial Data: The Need for a Legal Entity Identifier," 2010

# 初期のLEI構想の国際展開 —FSBからG20へ

2011年7月 金融安定理事会(FSB)プレスリリース

FSBは、金融監督当局と金融業界による「金融取引のためのグローバルな企業IDシステム」の構築が進展していること歓迎する。

※ 金融安定理事会(FSB): 金融システムの監視機能を強化するため、2009年に創設された組織。世界主要国・地域の中央銀行や金融監督当局が参加している。

2011年9月 G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明(ワシントンDC)

(G20の財務大臣・中央銀行総裁は) 金融取引の当事者を唯一特定する国際的な法的主体識別子(LEI)システムへの支持を強調した。

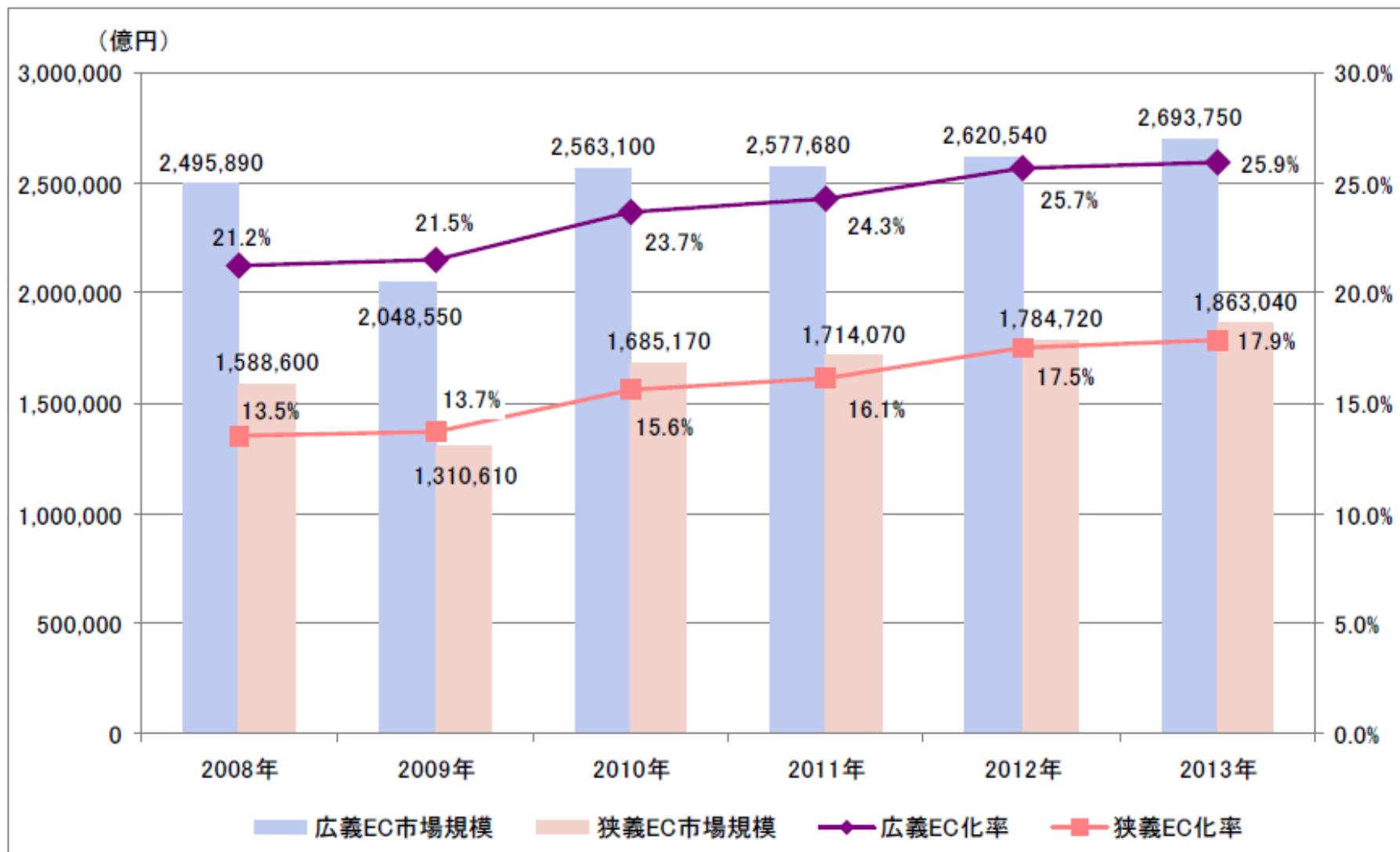
2011年11月 G20カンヌ・サミット最終宣言

我々は、金融取引の当事者を単一的に識別するグローバルな取引主体識別子(LEI)の創設を支持する。我々は、公共の利益を代表するグローバルなLEIに関する適切なガバナンスの枠組みに係る提言を次回のサミットまでに策定するための規制当局間の作業の調整を、主導的に支援するようFSBに求める。

## **4. 法人データの活用と法人ID**

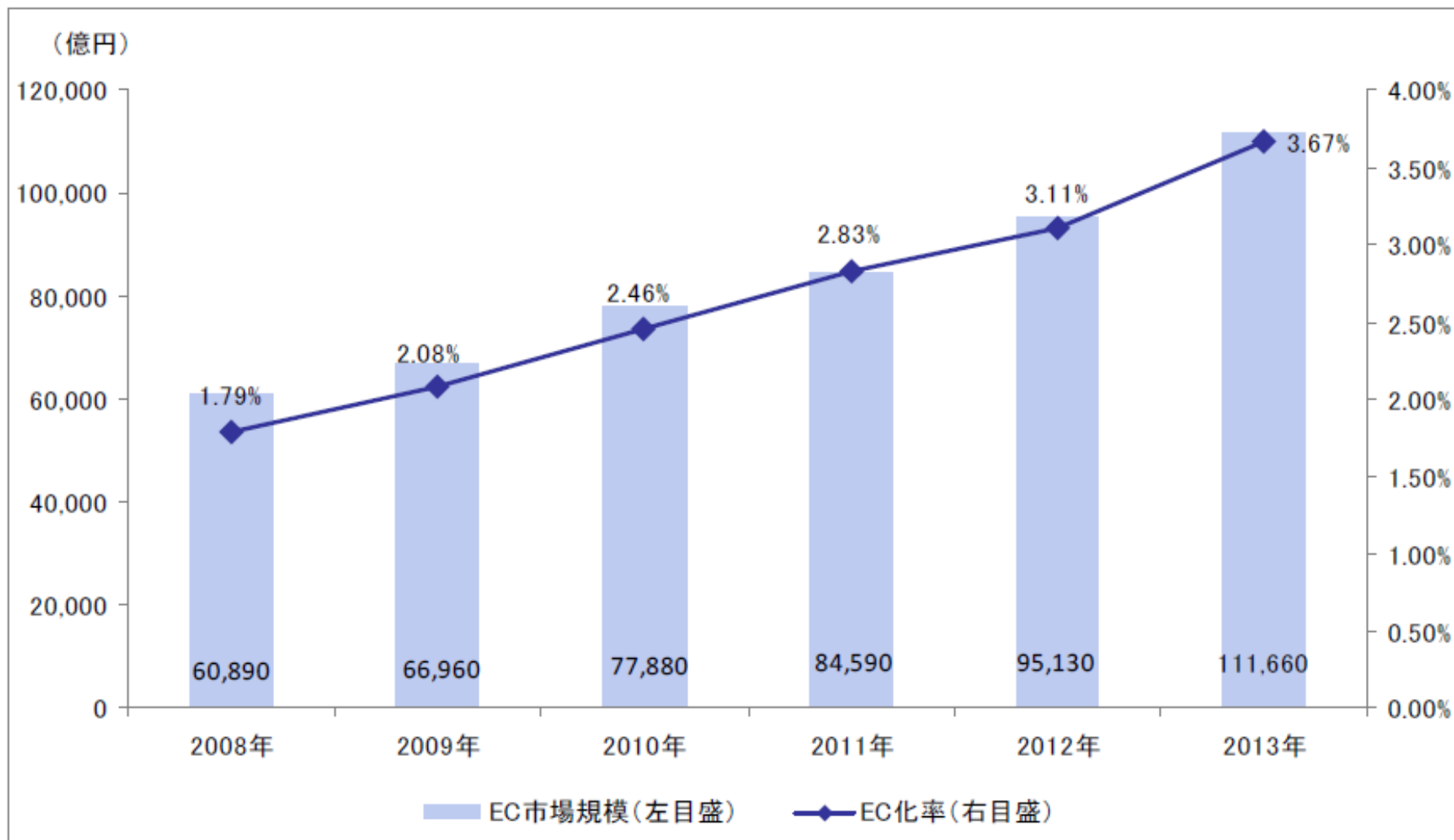


# 日本のB-to-B電子商取引市場規模の推移



出典：経済産業省、「平成25年度電子商取引に関する市場調査」、平成26年8月

# 日本のB-to-C電子商取引市場規模の推移



出典：経済産業省、「平成25年度電子商取引に関する市場調査」、平成26年8月